

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

印刷所

三恵印刷㈱ （定価 一箇年 三万七千八百円）

# 大分県報

平成十七年

第一六七七号

七月十五日

（金曜日）

## 大分県告示第八百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成十七年七月十五日

土地改良区名	所在地	認可年月日
直川土地改良区	佐伯市	平一七・七・四

## 大分県告示第八百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成十七年七月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

地区	地 区 名	縦 覧 期 間	縦 観 場 所
平田地区 （岩瀬工区）	平一七・七・一五から 八・四まで	竹田市役所	

## 大分県告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次とおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた。

平成十七年七月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

一 解除予定保安林の所在場所  
日田市大山町西大山字田来原一五九五番一・一六四九番四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九六番、一六四二番一、一六四二番三、一六四二番六、一六四

土 地 改 良 区 名

佐 伯 市

平一七・七・四

弥生土地改良区

## ○告示

### 大分県告示第八百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成十七年七月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

一 土地改良区の役員の就退任  
林業種苗法による生産事業者講習会の開催

平成十七年七月十五日

大分県報（告示・選管委告示）

二

二番八、一六四二番一〇  
二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由  
ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課並びに日田市役所及び日田市大山振興局に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第八百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおりパーキング・メーター作動手数料の収納事務を委託した。

平成十七年七月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の住所及び名称

大分市荷揚町四番三十五号

財団法人大分県交通安全協会

二 委託期間  
平成十七年四月一日から  
平成十八年三月三十一日まで

## ○選挙管理委員会告示

### 大分県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定により届出があつた政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名並びに当該政治団体の主たる事務所の所在地を次のとおり公表する。

平成十七年七月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

その他の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名  
会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

自由民主党大分市  
荷揚校区支部自由民主党大分県  
トラック支部自由民主党大分県  
たばこ耕作支部自由民主党大分県  
測量設計支部自由民主党大分県  
軍人恩給支部自由民主党大分県  
主たる事務所の所在地自由民主党院内町  
支部自由民主党院内町  
主たる事務所の所在地

政治団体の名称

届出事項

異動の内容

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

浦田りゆうじ後援会	石田寛生	鯨津憲司	大分郡湯布院町川上一五二	平一七・三・一〇
小平いちらう後援会	小平一郎	小野宗教	佐伯市白坪二三三	五一一二
				平一七・四・六

### 大分県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定により届出事項の異動の届出があつたので、次のとおり公表する。

平成十七年七月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲



平成十七年七月十五日

大分県報（選管委告示・公告）

四

政治連盟	主たる事務所の所在地	豊後大野市三重町百枝一〇 八六一二六一
吉田忠智後援会	主たる事務所の所在地	大分市大手町三丁目二一九 大分市大手町三丁目二一九

## 大分県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により政治団体が解散した旨届出があつたので、次のとおり公表する。

平成十七年七月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 梅木哲

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
大分県生コン産業政策研究会	西水英二	西元良紀	大分市大在北三丁目三五六	平一七・六・三
大分生コンクリート政策懇話会	木村憲一	西元良紀	大分市大在北三丁目三五六	平一七・六・三
白津生コンクリート政策研究会	西水英二	佐々木義武	大分市大字白杵字洲崎七二一 東国東郡武藏町大字糸原三 九六三一八	平一七・六・三
国東半島生コン政策懇話会	三浦慎次郎	清末堯	大分市大字皆春六五〇一一 大分市大字皆春六五〇一一 八六一二六一	平一七・五・三一
仲道幸一後援会	林田輝久	仲道勝喜	大分市大字皆春六五〇一一 大分市大字皆春六五〇一一 八六一二六一	平一七・五・三一
業政治連盟	森忠治	若杉郁雄	大分市緑が丘三丁目一七一 平一六・一二・三一	平一七・六・三
日本かいしん党	佐藤和幸	佐藤和幸	大分市緑が丘三丁目一七一 平一六・一二・三一	平一六・一二・三一

## ○公 告

(退任役員)

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、千町無田土地改良区（九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

平成十七年七月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

理 事	役 名	氏 名	住 所
池松守	大石光則	佐藤由則	玖珠郡九重町大字田野一四〇七一一 一四一五一四〇四 一三八六一二 一四一五一五〇一 一四五一一三四 一四五一一六六〇

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

